

実習指導者の養成を応援します



社会福祉士・介護福祉士実習指導者講習会受講料助成

区内の障害福祉サービス事業所等で、社会福祉士及び介護福祉士を目指す実習生の受け入れに必要な実習指導者の養成のため職員に講習を受講させた場合、受講料の一部を助成します。

令和8年度から、受講者個人だけでなく、受講料を負担した事業所等が申請できるようになりました。

1 対象となる講習と助成額

社会福祉士・介護福祉士実習指導者講習会受講料・テキスト代などの実際に支払った経費と、助成限度額20,000円と比較して少ないほうの額

2 助成の要件 次の要件をすべて満たした場合に、助成を受けられます。

- ① 講習課程を修了し、講習の実施機関から修了証明書の交付を受けた方
- ② 修了証明書に記載された修了日において、区内の障害福祉サービス事業所等に職員として就労し、3か月以上継続して勤務している方
※修了日において勤務期間が3か月未満である場合は、当該期間が3か月に達した日をもって助成の対象となります。
- ③ 申請期間は、上記②の要件を満たした日から、3か月以内

※申請の対象は、1か月の従事日数が通算16日を超えている職員です。

3 申請方法

受講者**個人**で申請する方法と、受講料を負担した**事業所等**が申請する方法があります。申請期間に、次の書類を杉並区役所障害者施設支援課事業者支援係に持参または郵送で提出してください。

区分	申請者	必要書類
受講者本人が受講料を負担した場合	受講者本人	・申請書(本人用) ※障害福祉サービス事業所等に3か月以上継続している勤務証明書を含む ・講習課程の修了証明書(講習の実施機関が交付したものに限る。)の写し ・申請者本人が講習課程の受講料等を支払ったことを証明するものの写し ※領収書・払込受領証・振込明細書等の写し
事業所・法人で受講料を負担した場合	事業所・法人等の代表者	・申請書(事業所用) ・講習の実施機関が当該講習課程修了者に対して交付した、修了証明書の写し ・事業所等が講習課程修了者に代わり講習実施機関に受講料を支払ったことが分かることを証明するものの写し ・講習課程修了者が講習修了日において、事業所に3か月以上勤務していることが確認できる書類 ・事業所等が受講料を立替払することに関する講習課程修了者からの同意書

※講習課程の受講料について、国や都などの他の助成制度を受けている場合は、対象となりません。

※申請から振り込みまで2か月程度かかります(書類の不備等により遅れる場合があります)。

※社会福祉法人からの申請の場合は、申請書類や必要書類が異なります。

4 問合せ先

杉並区障害者施設支援課 事業者支援係

〒166-8570 杉並区阿佐谷南1-15-1 TEL03-5307-0377(直通)

詳しい情報や申請書等のダウンロードは、「の一まらいふ杉並」のサイトで。



上記二次元コードからアクセスできます。